

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 10 号

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（医師手当）

第 3 条 条例第 11 条第 2 項に規定する規則で定める手当の額は、採用の日以後の別表に規定する期間の区分及び医師の業務の区分に応じ、1 日につき同表に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する期間の区分に係る期間の算定については、浜田市職員の給与の支給に関する条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 46 号）第 8 条及び第 9 条の規定を準用する。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（災害応急作業等従事手当）

第 4 条 条例第 13 条第 2 項第 4 号に規定する規則で定める手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080 円）とする。

(1) 条例第 13 条第 1 項第 1 号の作業に相当する作業 710 円

(2) 条例第 13 条第 1 項第 2 号の作業に相当する作業 1,080 円

(3) 条例第 13 条第 1 項第 3 号の作業に相当する作業 840 円

（鳥獣等対応業務従事手当）

第 5 条 条例第 14 条第 1 項に規定する規則で定める業務は、熊に関する現場作業業務であって、捕獲その他の危険を伴うものとする。

附則第 2 項を削る。

附則第 3 項中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等であって、当該新型インフルエンザ等に係る同法第 15 条第 1 項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。以下同じ。）」に改め、「緊急に」を削り、同項第 1 号中「患者等」の次に「（特定新型インフルエンザ等の患者又はその疑いのある者をいう。以下同じ。）」を加え、同項を附則第 2 項とし、附則第 4 項を附則第 3 項とし、附則第 5 項中「附則第 3 項各号」を「附則第 2 項各号」に改め、同項を附則第 4 項とする。

附則の次に次の別表を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

期間の区分	医師の業務の区分		
	正規の勤務時間（浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 45 号）第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）における業務		正規の勤務時間以外の時間における業務（診療に限る。）
	浜田市国民健康保険弥栄診療所以外に勤務する医師	浜田市国民健康保険弥栄診療所に勤務する医師	
1 年未満	6,000 円	7,000 円	7,500 円
1 年以上 2 年未満	6,000 円	7,000 円	7,500 円
2 年以上 3 年未満	6,000 円	7,000 円	7,500 円
3 年以上 4 年未満	6,000 円	7,000 円	7,500 円
4 年以上 5 年未満	6,000 円	7,000 円	7,500 円
5 年以上 6 年未満	6,000 円	7,000 円	7,500 円
6 年以上 7 年未満	6,000 円	7,000 円	7,500 円
7 年以上 8 年未満	6,000 円	7,000 円	7,500 円
8 年以上 9 年未満	6,000 円	7,000 円	7,500 円
9 年以上 10 年未満	6,000 円	7,000 円	7,500 円
10 年以上 11 年未満	6,000 円	7,000 円	7,500 円
11 年以上 12 年未満	6,000 円	7,000 円	7,500 円
12 年以上 13 年未満	6,000 円	7,000 円	7,500 円
13 年以上 14 年未満	6,000 円	7,000 円	7,500 円
14 年以上 15 年未満	6,000 円	7,000 円	7,500 円
15 年以上 16 年未満	6,000 円	7,000 円	7,500 円
16 年以上 17 年未満	6,300 円	7,300 円	7,500 円
17 年以上 18 年未満	6,500 円	7,500 円	7,500 円
18 年以上 19 年未満	6,700 円	7,700 円	7,500 円
19 年以上 20 年未満	6,900 円	7,900 円	7,500 円
20 年以上 21 年未満	7,100 円	8,100 円	7,500 円
21 年以上 22 年未満	7,900 円	8,900 円	7,500 円

22 年以上 23 年未満	8,700 円	9,700 円	7,500 円
23 年以上 24 年未満	9,600 円	10,600 円	7,500 円
24 年以上 25 年未満	10,500 円	11,500 円	7,500 円
25 年以上 26 年未満	11,500 円	12,500 円	7,500 円
26 年以上 27 年未満	12,500 円	13,500 円	7,500 円
27 年以上 28 年未満	13,500 円	14,500 円	7,500 円
28 年以上 29 年未満	14,500 円	15,500 円	7,500 円
29 年以上 30 年未満	15,500 円	16,500 円	7,500 円
30 年以上 31 年未満	16,600 円	17,600 円	7,500 円
31 年以上 32 年未満	17,600 円	18,600 円	7,500 円
32 年以上 33 年未満	18,700 円	19,700 円	7,500 円
33 年以上 34 年未満	19,800 円	20,800 円	7,500 円
34 年以上 35 年未満	20,900 円	21,900 円	7,500 円
35 年以上	25,900 円	26,900 円	7,500 円

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。